

議案第20号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>その子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として<u>その子</u>を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずる	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>当該子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として<u>当該子</u>を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずる

ことが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）

ことが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）

における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第1 (第14条関係)

	休暇の原因	休暇を与える期間
(略)		
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの期間内における <u>週休日及び休日</u> を除く連続する5日の範囲内の期間
(略)		
1 3	生後1年に達しない子を育てる職員が <u>その子</u> の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（ <u>その子</u> について民法第817条の2第1項の規定により特別

における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第1 (第14条関係)

	休暇の原因	休暇を与える期間
(略)		
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの期間内における_____ ____連続する5日の範囲内の期間
(略)		
1 3	生後1年に達しない子を育てる職員が <u>当該子</u> の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（ <u>当該子</u> について民法第817条の2第1項の規定により特別

		養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって<u>その子</u>を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により<u>その子</u>を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）			養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって<u>当該子</u>を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により<u>当該子</u>を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）
--	--	---	--	--	---

		が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)			が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)
(略)			(略)		
1 6	義務教育終了前までの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、 <u>その子の看護等</u> （負傷し、若しくは疾	1の年度において5日（その養育する義務教育終了前までの子が2人以上の場合	1 6	義務教育終了前までの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、 <u>当該子の看護</u> （負傷し、若しくは疾病	1の年度において5日（その養育する義務教育終了前までの子が2人以上の場合

	病にかかった<u>その子</u>の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定める<u>その子</u>の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴う<u>その子</u>の世話を<u>行うこと</u>又は<u>その子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	にあつては、10日）の範囲内の期間
	にかかった<u>当該子</u>の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定める<u>当該子</u>の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	にあつては、10日）の範囲内の期間
(略)		
(略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。